

採点講評

(2018年1月28日 民事訴訟法)

第1 全体について

- ・民事訴訟法の勉強を始めてまもないか、手が回っていないのだろうと思います。多少できる人でも十分な勉強はできていないようです。それゆえ誘導の示唆に気付いてもらえなかったのだと思います。
- ・答練は、なぜ間違えたかを確認することにも意味があると思います。基本的なことができていない、論点と結論は知っていたけれど理由付けがあやふやだった等を確認することで、今回の出題論点の確認はもちろんのこと、その他の論点を学習する際の指針ともなりますからしっかりと復習してください。
- ・どの科目でもそうですが、まず薄めの本を繰り返し読んでその科目の全体像をつかむことが肝要です。民事訴訟法は、手続法であり、また円環構造を持つので、尚更のこと科目の全体像を早く掴むことが必要です。
- ・論文答案の書き方、すなわち、条文を出発点として、問題となる条文の文言や要件について、その制度趣旨から考えて、規範を定立し、事実をあてはめて、結論を導く、という思考過程を改めて身に着けて欲しいと思います。
- ・設問1においては、2つの論点を出題したところ、2つの論点をごちゃ混ぜにした回答している方が数名いました。1問で複数の論点に答える必要があるときには、一つ目の論点について回答した上で、二つ目の論点に回答すればよいのですから、答案構成の段階からしっかりと区別して考えるようにしてください。
- ・反訴、債務不存在確認等の訴訟関係についての理解が不十分だと思われる回答が多数みられました。全体像を掴むという点と関連すると思います。

第2 設問1・二重起訴の禁止について

- ・21人中ある程度の回答ができている方は6名程度でした。もっとも、事件の同一性の判断という基本的事項についてきちんとかけている方はほとんどいませんでした。基本的事項は、応用論点を考えるベースとなるものですからきちんと押さえるようにしてください。
- ・反訴の場合の例外について回答ができていた方は3名ほどでした。通説的見解と反対の見解に立った回答をされている方が2名ほどいらっしゃいましたが、理由付けが薄かったように思います（通説的見解以外の見解を取らない方がよいという意味ではありません。念のため。）。

第3 設問1・訴えの利益の後発的消滅について

- ・ある程度の回答ができていたのは2～3名でした。百選掲載判例ですのでしっかりと押さえてください。

第4 訴えの主観的追加的併合について

- ・ほとんどの方が回答できていませんでした。
- ・同時審判申出共同訴訟（41条）に触れていた方が2名いました。2名とも「共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存しない関係にある場合」を解釈するにあたり「両敗け防止」という趣旨から導こうとしていた点は評価できますが、「法律上併存しない関係にある場合」の典型例を理解していないからかその範囲が拡がりすぎてしまったようでしたので、改めて典型例を理解するようにしてください。